

国民健康保険

4月以降に70歳になる方が対象

医療費自己負担が見直されます

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となつていますが、特例措置でこれまで1割とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置の見直しが行われることとなりました。

見直しにあたっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されます。

○平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方

(昭和19年4月2日以降生まれの方)

◆70歳の誕生日の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から窓口負担が2割になります。

◆一定の所得がある方[※]は、3割負担です。

○平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方

(昭和19年4月1日以前生まれの方)

◆平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。

◆対象の方には、3月中に新しい高齢受給者証をお送りします。

◆一定の所得がある方[※]は、3割負担です。

※同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者がいる方。ただし、70歳以上75歳未満の方の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、申請により2割(平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方は1割)負担となります。

◆問い合わせ先

住民生活課

☎0859・54・5210

国民健康保険の加入・脱退手続きはお済みですか？

会社を退職したり、就職して健康保険に加入したりした時は、国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要です。忘れずに届け出をしてください。

！加入の届け出が遅れると！

- ⇒国民健康保険税は、資格を得た月までさかのぼって支払うことになります。
- ⇒保険証がない間の医療費は、全額自己負担になります。

！脱退の届け出が遅れると！

- ⇒他の健康保険に加入しても、国民健康保険税が賦課されたままになります。
- ⇒国民健康保険が負担した医療費を返還していただく場合があります。

課名と係の名称がかわります

鳥取県西部広域行政管理組合

事務処理体制の見直し及び再編に伴い、平成26年4月1日から課及び係の名称等が一部変更になりました。

主な変更点

(事務局)

「施設課」は課名が「施設工事課」に変わり、事務室の場所が、米子市淀江支所から白浜浄化場と米子浄化場に移転します。

(消防局)

救急需要の増大と高度化等に対応するため、警防課救急救助係を救急室に格上げして、救急企画係と救急指導係を新設しました。

※詳しくは、鳥取県西部広域行政管理組合ホームページをご覧ください。

◆問い合わせ先

鳥取県西部広域行政管理組合ホームページアドレス

<http://www.tottori-seibukouki.jp/>